

平成30年第9回
志木市農業委員会総会議事録

平成30年9月27日

志木市農業委員会

平成30年第9回志木市農業委員会総会日程

平成30年9月27日（火）午後2時30分

- 第1 開会
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案
 - (1) 議案第13号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - (2) 議案第14号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）
 - (1) 報告第18号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
 - (2) 報告第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- 第5 協議事項
 - (1) 次回総会の日程について
 - (2) その他
- 第6 閉会

《議事録平成30年第9回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年9月27日(火) 午後2時25分から午後3時26分

2. 開催場所 志木市役所 4階 全員協議会室

3. 出席委員(11人)

会 長	13番	田中 満男
職務代理	3番	金子 幸一
委 員	2番	大島 廣明
	5番	市之瀬 滋
	6番	鈴木 重光
	7番	小山 武英
	8番	抜井 和彦
	9番	綱島 稔
	10番	清水 和雄
	11番	志村 晃
	12番	内田 祐治

4. 欠席委員(2人)

	1番	矢部 幸雄
	4番	山中 榮太郎

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

- (1) 議案第13号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- (2) 議案第14号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第4 諸報告(農業委員会会長専決規定含む)

- (1) 報告第18号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- (2) 報告第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

第5 協議事項

- (1) 次回総会の日程について
- (2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐野 由美子
書記 柳下 豊

○事務局

定刻となりましたので、平成30年第9回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は13人中11人ですので、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

それでは、あらためまして平成30年第9回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、3番 金子幸一委員、5番 市之瀬滋委員にお願いいたします。

併せて、書記として農業委員会事務局書記の柳下主査を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

(1) 議案第13号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について

(2) 議案第14号 『相続税の納税猶予に関する適格者証明』について

以上、上程いたします。事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

はじめに、議案第13号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について朗読します(受付番号32番、37番、38番について朗読)。

以上です。

○田中会長

議案第13号受付番号32番、37番、38番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、相続税の納税猶予の特例を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける

農地等に係る農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。

相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定するまでの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。受付番号32番の申請人及び農地の状況につきましては、抜井和彦委員に、受付番号37番、38番につきましては金子幸一委員に、ご同行いただいで確認しております。この後、それぞれ委員よりご説明がございます。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第13号受付番号32番について、抜井和彦委員、37番、38番について、金子幸一委員より、説明、報告を順次お願いいたします。

初めに、議案第13号受付番号32番について、抜井和彦委員お願いいたします。

○8番 抜井委員

会長の指名がありましたので、議案第13号受付番号32番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である■■■■氏が、相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地は、5ページ及び6ページをお開きください。

市役所から県道を浦和方面へ進み、■■■の交差点を左折、○○○メートル進み■■■の交差点を左折、○○メートル進んだ右側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、現地を確認した結果、申請地■■■■■■他■筆については、現在水稻の刈り取り後でしたが、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

それでは、議案第13号受付番号32番について、質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、賛成の方の挙手を求

めます。

(賛成の委員、挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第13号受付番号32番は、可決されました。

ありがとうございます。

続きまして、議案第13号受付番号37番、38番につきまして、金子幸一委員お願いいたします。

なお、議案第13号受付番号37番、38番については、■■■■委員ご自身の案件となっており、志木市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限（委員会の委員は、自己または同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない）」に該当することから、■■委員におかれましては、この議案の審議に参加することができませんので、一時退室を認めます。

(■■委員一時退室)

○田中会長

それでは、金子幸一委員の説明、報告を求めます。

○ 3番 金子委員

会長の指名がありましたので、議案第13号受付番号37番、38番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地は、7ページ、8ページをお開きください。

市役所から県道を所沢方面へ進み、■■■の交差点を右折、〇〇〇メートル進み■■■の交差点を右折、〇〇メートル進んだ右側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■〇〇〇番〇他〇筆の現地を確認したところ、■■〇丁目〇〇〇〇、〇〇〇〇ではネギ、サトイモ、春菊等の野菜が、■■〇丁目〇〇〇〇、〇〇〇〇では柿が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

それでは、議案第13号受付番号37番、38番について、質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

その他質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行ないます。

本議案、引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成の委員、挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第13号受付番号37番、38番は、可決されました。

それでは、■■委員お戻りください。

(■■委員再入室)

○田中会長

次に議案14号『相続税の納税猶予に関する適格者証明』について、上程いたします。事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

議案第14号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、朗読します(受付番号34番、35番について朗読)。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第14号受付番号34番及び35番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。租税特別措置法第70条の6第1項に規定されている要件としまして、1点目として、被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと、2点目として、相続人が被相続人から相続により取得した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることとなっております。

相続人及び農地の状況につきまして、受付番号34番は綱島稔委員に、受付番号35番は、志村晃委員にご同行いただいて確認してまいりました。

この後、それぞれ委員よりご説明がございます。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第14号受付番号34番について、綱島稔委員の説明、報告を求めます。

○ 9番 綱島稔委員

会長の指名がありましたので、議案第14号受付番号34番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である相続人■■■■氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。

申請地は、9～11ページをお開きください。

市役所から県道を所沢方面へ進み、■■○丁目の交差点を右折、○○○メートル進み■■○丁目の交差点を右折したところが申請地となります。

今回、被相続人■■■■氏が死亡したことに伴い、相続があったもので、子の■■■■氏が後を継ぐものであります。事務局と同行して、申請農地である■■○丁目○○○○■■■■合計■■筆の現地を確認したところ、柿やサトイモが栽培されており、適正に管理されておりました。また、申請者である■■■■氏は、■■■■氏の生存中から、ともに農業経営を行っており、相続税の納税猶予に関する適格者として、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

次に、議案第14号受付番号35番について、志村晃委員の説明、報告を求めます。

○ 11番 志村晃委員

会長の指名がありましたので、議案第14号受付番号35番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請者である■■■■氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。

申請地は、12ページ、13ページをお開きください。

市役所から県道を志木駅方面へ進み、■■■の交差点を右折、○○○メートル進み、■■■の交差点を右折、○○メートル進んだ両側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■丁目○○○○番他○筆の現地を確認したところ、■■■丁目○○○○、○○○○では、刈り取り後でしたが水稻が、○○○○、○○○○では、ナスやサトイモが栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■氏は、■■■■氏の生存中から農業経営を行っており、相続税の納税猶予に関する適格者として、何ら問題ないことを報告します。

○田中会長

議案第14号受付番号34番、35番について、質疑のある方の挙手を求めます。

○ 6番 鈴木重光委員

34番の■■■■■さんの○○○○番の土地なんですけど、参考までに分かれば教えていただきたいのですが、真ん中に■■■■■という神社があるということなんですけど、こちらは個人の所有ですか。

○ 9番 網島稔委員

こちらの神社の敷地については、共有名義の境内地となっております。

○ 6番 鈴木重光委員

わかりました。

○田中会長

その他、質疑のある方はおられますでしょうか。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、適格者として証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第14号は、可決されました。

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

(1) 報告第18号『農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について』

(2) 報告第19号『農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について』

いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

(会長の指名により事務局朗読)

(各委員から、報告第18号受付番号14番、報告第19号受付番号40～42番について、
現地の状況について、いずれも問題なしと報告あり)

○田中会長

ただいまの報告第18号～19号について、質問等がございましたらお願いいたします。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。
続きまして、協議事項に入ります。

つぎに協議事項に入らせていただきます。

(1) 『次回総会日程について』ですが、10月26日(金)午後2時からということ
でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○田中会長

それでは10月26日(金)午後2時ということですのでよろしくお願いいたします。
続きまして、(2) 『その他』ということ何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

○田中会長

委員さんの方から特に何も無いようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局

それでは事務局の方からご連絡させていただきます。

10月2日、3日に行います県外視察研修についてですが、内田委員が体調の関係で欠席と
伺っております。

他の委員様はご出席でよろしいでしょうか。

今回、事務局につきましては、他の業務の都合によりまして、担当職員が同行できないこと
から、佐野事務局長と、石塚産業観光課長が同行させていただきますのでよろしくお願いいたします
します。

また、市長、議長にもご案内をしております。

当日についてでございますが、事前にお配りさせていただきました行程表にも記載させてい
ただいておりますが、市役所出発は午前8時になっております。

よろしくお願いいたします。

なお、お車を市役所駐車場に置いていかれる委員様は、庁舎を背にして右側にお停めくださ
いますようお願いいたします。

また、お部屋につきましては、当日ご案内させていただきます。

以上でございます。

○田中会長

以上をもちまして、平成30年第9回農業委員会総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成30年9月27日

志木市農業委員会議長 田中 満男

3 番委員 金子 幸一

5 番委員 市之瀬 滋